

国立大学法人富山大学受託研究取扱規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成22年10月4日改正

平成27年4月1日改正

平成29年9月8日改正

令和元年10月1日改正

令和元年12月27日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における外部からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）の取扱いについては、特許法等関係法令及び国立大学法人富山大学職務発明規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「教員等」とは、教授、准教授、講師、助教、助手及び技術職員をいう。

2 この規則において「委託者」とは、本学に研究を委託する者をいう。

3 この規則において「研究代表者」とは、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ教員等をいう。

(受入れ基準)

第3条 本学において、受託研究を行おうとするときは、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認し、受託研究を実施するものとする。

(1) 受託研究が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第3号に定める業務に該当すること。

(2) 受託研究を実施することにより、本学の他の業務に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

(受託研究の申込み)

第4条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、別に定める委託研究申込書（以下「申込書」という。）に所定の事項を記入し、学長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第5条 受託研究の受入れは、富山大学研究推進機構学術研究・産学連携本部内規第11条に規定する受入審査会の意見を聴いて、学長が受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の受入れを決定したときは、国立大学法人富山大学会計規程第6条第1項に規定する契約責任者（以下「契約責任者」という。）、関係部局の長及び委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約責任者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。

2 契約責任者は、受託研究の契約を締結したときは、研究代表者に通知しなければならない。

(受託研究に要する経費等)

第7条 受託研究の受入に当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水量等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費と異なる名目で直接経費以外に措置されているものについては、本学では、その名称を間接経費とみなして受け入れるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者からの依頼により、学長が真にやむを得ないと認める場合には、間接経費を減額又は徴収しないことができる。

(受託研究における設備等の取扱い)

第8条 前条により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 本学は、受託研究の遂行上必要な場合には、委託者から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。

(研究期間及び継続研究)

第9条 受託研究は、研究遂行の必要に応じて研究期間を定めるものとし、研究期間を複数年度にすることができる。

2 前項に定める複数年度に及ぶ研究期間は、5会計年度を限度とする。

(受託研究の中止等)

第10条 研究代表者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項について、天災その他研究の遂行上やむを得ない事由があると認めたときは、委託者と協議のうえ、当該受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

3 学長は、前項の決定を行ったときは、契約責任者にその旨通知するものとする。

(研究の完了報告)

第11条 研究代表者は、当該研究が完了したときは、受託研究結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、契約責任者に報告するものとする。

3 契約責任者は、委託者に対し、受託研究結果を報告するものとする。

(研究の公表)

第 12 条 受託研究による研究成果は、公表しなければならない。

2 研究代表者は、その公表の時期及び方法について、委託者と協議するものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 委託者が受託研究費を所定の支払期限までに支払わないときは、受託研究契約を解除することができるものとする。

2 本学又は委託者は、相手方が受託研究契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

(医薬品の臨床研究等)

第 14 条 附属病院において実施する医薬品等の臨床研究及び製造販売後調査の受託研究、医学部において実施する病理解剖及び病理組織検査等の受託研究並びに生命科学先端研究センターにおいて実施する分析試験等の受託研究についての取扱いは、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山大学において締結された受託研究については、「国立大学法人富山大学受託研究取扱規則」規定によるものとする。

3 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学において締結された受託研究については、「国立大学法人富山医科薬科大学受託研究規程」の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。